【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	２０１９年１１月７日
【発行者名】	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　土岐　大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	木暮　恵子
【電話番号】	03-6377-2929
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年６月25日付をもって提出した有価証券届出書（2019年10月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。）において、繰上償還に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

Ⅱ【訂正の内容】

下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

2019年６月26日から2020年６月25日まで

※当ファンドの継続申込期間は2020年６月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月６日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月７日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年12月11日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

＜訂正後＞

2019年６月26日から2019年12月11日まで

※当ファンドの継続申込期間は2020年６月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致しました。2019年10月15日から2019年11月６日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月７日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上が賛成し繰上償還が決定したため、申込期間は2019年12月11日までと致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（２）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2012年３月26日　信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始
2015年12月25日　信託期間の延長

＜訂正後＞

2012年３月26日　信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始
2015年12月25日　信託期間の延長
2019年12月13日　信託終了（繰上償還）

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

（略）

※当ファンドは2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月６日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月７日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年12月11日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

＜訂正後＞

（略）

※当ファンドは2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致しました。2019年10月15日から2019年11月６日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月７日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上が賛成し繰上償還が決定したため、申込期間は2019年12月11日までと致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

３【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

＜訂正前＞

2012年３月26日から2022年３月25日とします。

※当ファンドの信託期間は2022年３月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の可否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月６日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月７日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2019年12月13日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

＜訂正後＞

2012年３月26日から2019年12月13日とします。

※当ファンドの信託期間は2022年３月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致しました。2019年10月15日から2019年11月６日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月７日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上が賛成し繰上償還が決定したため、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2019年12月13日に信託を終了（繰上償還）致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。